

春日井市県下児童・生徒席上揮毫大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童生徒の書教育の振興を図るため、予算の範囲内で、小野道風公遺徳顕彰会（以下「顕彰会」という。）が行う揮毫大会に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、顕彰会が主催する県下児童・生徒席上揮毫大会（以下「揮毫大会」という。）に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 表彰状印刷費
- (2) 褒賞用品購入費
- (3) 表装費
- (4) 顕彰会が保管する書作品のうち、補修を必要とするものの修繕費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、300,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、揮毫大会を実施する日の1月前とする。

(申請に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、顕彰会の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に決算報告書を添えて、揮毫大会の事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。